

(1) 市民・事業者との連携・協働

1) 都市計画・まちづくりに関する情報発信

①都市計画・まちづくりに関する市民ニーズの把握

市民アンケートやパブリックコメント等を通じて市民意見の聴取を行うとともに、各種情報媒体（ウェブサイト・市広報等）を通じて、日頃から都市計画やまちづくりに関する情報の発信に努めます。

②都市計画・まちづくりに関する手法や制度の周知

地域が主体となったまちづくりの中心的かつ効果的な手法となる地区計画や各種協定の積極的活用に向け、制度等について情報発信に努めます。

2) 住民が主体となったまちづくりの推進

①地域等との協働

地域との適切な役割分担のもと、自治会やコミュニティ組織等との連携を深めながら、更なる活性化に向けた支援に取り組んでいきます。

さらに、市民協働を推進するため、市民活動に必要な情報を幅広く提供するほか、市民のニーズに応じて人材や団体の適切なコーディネートを行い、市民相互の情報交換を促進します。

②勉強会の開催

地域の課題に気づき、今後のまちづくりに関心を持った地域の要望に応じて、都市計画やまちづくりに関する勉強会等を開催するほか、職員による出前講座の開催を通じ、地域の要望に応じたきめ細かな支援に努めます。

3) 社会基盤の整備・維持管理における民間活力活用

①企業による地域活動の促進

清掃活動、環境活動、イベント運営等、企業が主体となった地域活動を促進するほか、市民が主体となった地域のまちづくりに対しても企業参画を働きかけていきます。

②民間事業者の資金・ノウハウの活用

公共施設の整備・更新・維持管理・運営を検討する際には、民間事業者の資金やノウハウを積極的に活用することを目的として、民間活力の導入を検討します。

(2) 都市づくりにおける広域連携

市民の生活圏や経済圏の広がり、さらに国内外にわたる様々な活動領域の広がりを踏まえ、地域活性化や交流の促進、住民サービスの向上等の観点から、近隣の自治体との広域的な連携を図ります。

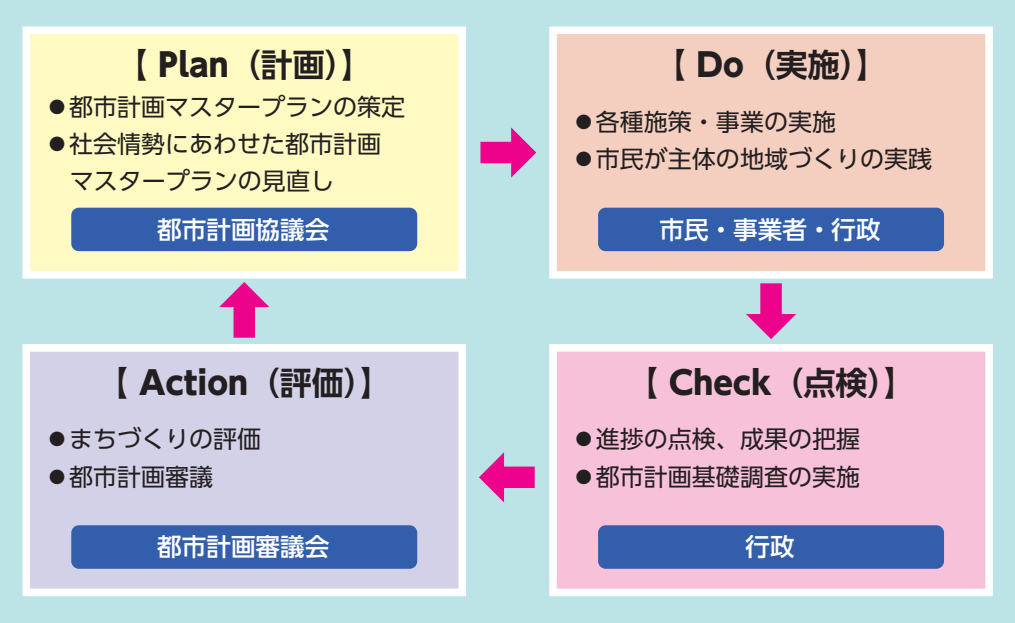
(3) 計画の評価・見直しについて

1) 中間年次における評価

計画策定後は、都市計画基礎調査の実施時期や総合計画の施策評価のタイミングと整合を図りつつ、おおむね5年後に施策・事業の実施状況について確認を行います。

また、計画策定後おおむね10年が経過した段階で、施策や事業の進捗状況に加え、社会情勢の変化や住民意向の変化を勘案し、必要があると判断される場合には計画内容全体について見直すこととします。

なお、これら評価及び見直しに当たっては、P（計画）・D（実施）・C（点検）・A（見直し）サイクル（＝マネジメントサイクル）を導入し、計画の着実な実現を目指します。



図：計画見直しにおけるPDCAサイクル

2) その他必要が生じた場合の見直し

今後、本市の上位計画の改定により目指すべき将来像や都市構造が大きく変化する場合や、不測の災害・事故等により土地利用や都市施設の配置そのものを大きく見直す必要がある場合は、中間年次・目標年次によることなく適宜計画を見直します。

また、都市計画法等の改正により、都市計画マスタープランの構成や内容等が大きく変更される場合は、原則として中間年次・目標年次のタイミングも考慮し計画を見直します。

